

奄美市不妊治療費等助成制度のご案内

奄美市では、不妊に悩むご夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育治療費と特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)のための通院に要する交通費・宿泊費の一部を助成します。

対象となる治療費

1. 特定不妊治療…体外受精、顕微授精、凍結胚移植、採卵したか卵が得られない等のため中止したもの
2. 一般不妊治療…人工授精、タイミング療法、排卵誘発法
3. 不育治療



対象となる旅費

鹿児島県が実施する「鹿児島県不妊治療費助成事業」の助成決定を受けられた方で鹿児島県本土までの交通費(9往復上限)と宿泊費(15泊上限)となります。

※特定不妊治療のみとなります。

対象となる方

以下の全てに該当される方

- 戸籍上の夫婦で、医師による不妊・不育治療を行っている方
- 奄美市に3ヶ月以上、夫婦共に居住されている方
- 各種健康保険に加入されている方
- 治療対象者(女性のみ)が43歳未満(治療開始時)の方
- 市税等の滞納がない方

助成の額及び期間

【治療費】

1. 特定不妊治療…治療費の2分の1の額(1年度10万円上限)
 2. 一般不妊治療…治療費の2分の1の額(1年度 5万円上限)
 3. 不育治療…治療費の2分の1の額(1年度 5万円上限)
- ☆助成期間は、初回の助成年度を初年度とし、通算5年間。ただし、助成を受けていない年は、通算期間に含まない。
※特定不妊治療については、鹿児島県の不妊治療費助成金を除いた後の治療費の2分の1となります。

【旅費等】

- 鹿児島県本土までに要した交通費(基準額)及び宿泊費(1泊の上限額5,000円)の3分の2の額
- ☆助成期間は、鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱の助成期間による。

所得要件

【治療費】

所得要件はありません。

【旅費等】

鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱の所得要件による。

申請に必要な書類

【治療費】

- ①交付申請書(第1号様式)
- ②受診等証明書(第2号様式or第3号様式)
- ③請求書
- ④保険証のコピー(夫婦共)
- ⑤助成金振込先の通帳のコピー(申請者名義)
- ⑥治療費の領収書のコピー

【旅費等】…上記書類以外に下記の書類が必要です。

- ⑦旅費等の内訳書
- ⑧鹿児島県の不妊治療決定通知書のコピー
- ⑨鹿児島県の不妊治療受診等証明書のコピー
- ⑩交通費・宿泊費の領収書等

申請期限

【治療費】

治療終了後、1年以内。

【旅費等】

鹿児島県不妊治療費助成事業の交付決定後、1年以内。

問い合わせ先

- 奄美市名瀬総合支所 健康増進課 0997-52-1111
 - 奄美市住用総合支所 市民福祉課 0997-69-2111
 - 奄美市笠利総合支所 いきいき健康課0997-63-1111
- ※鹿児島県不妊治療費助成事業については、名瀬保健所までお問い合わせください。(TEL 0997-52-5411)